

まちづくり運動で築いてきた権利

障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会
市橋博

生活圏拡大から生活権保障へ

まちづくり運動は、1970年代初頭に始まりました。全障研全国大会では、1972年第6回仙台大会の生活第1分科会で、仙台の「福祉の街づくり」が紹介され、一番の繁華街東一番丁や三越デパートの改修、新幹線新仙台駅建設にあたっての要求運動などが報告されました。翌1973年金沢大会では「障害者のための街づくりをどうすすめるか」分科会が設けられました。また、全障研の「障害者とまちづくり研究集会」が、第1回1973年福井で、全国大会のプレ集会として、1975年大宮、1976年大阪で開催されました。その後、奈良や広島などで開かれ、私も何回か参加しました。その頃、「生活圏拡大運動」というのがあり、車いす使用者などが幅広く集まり「行動のできる範囲を広げよう」と話し合いをしたり、アピール行動などを行いました。また、「点

検活動」を盛んに行いました。メジャーとカメラを持って駅やまちに出かけ「ここに段差がある」「ここは、視覚障害者に危険だ」などを出し合いました。ただ、バリアがあまりにも多く、虚しさを感じたことも私にはありました。

しかし、「まちを自由に安全に歩きたい」「乗り物に乗って、自由にどこかに行きたい」という当然のねがいを実現させる運動は、粘り強く続けられ、市民の理解も広がりました。「電車に乗って旅をしたい」というねがいを実現するため国鉄労働者のみなさんが中心となり「ひまわり号」を走らす運動が展開され、最盛期には全国で年100本以上が走りました。

こうした運動を進めるなかで、国の法制化、地方自治体の条例制定がされるようになりました。1996年ハートビル法、2000年交通バリアフリー法、それが統合され2006年新バリアフリー法になりました。この間、障全協などが繰り返し、繰り返し中央交渉などを行なった成果です。

1995年東京都福祉のまちづくり条例など地方自治体でも条例が制定されるようになりました。東京都の条例制定には、私も福祉のまちづくり推進委員会の一員として携わりました。条例案作成が最終段階に入った頃、私はこれでも極めて不十分だと思っていた案に対して、都市整備局の職員が「こんな規制の多い条例をつくったら、東京の開発が10年遅れる」と言い、大幅に後退させられました。議論は伯仲し、新宿の都庁を出たのは0時を回っていました。悔しさから泣きそうな顔をしていたのでしよう、老練の大学教授が「市橋くん、小さく産んで、大きく育てよう」と言ってくれました。

障害者運動と市民の力で

国のバリアフリー法も都の条例もその後何回か改定されました。不十分な面は多くあるものの、少しずつ前進している



東京都内のオリンピック施設のバリアフリー現地調査

のは、私たちの切実で具体的な要求と、市民理解が大きく変わった、そして技術的に開発が進んだからだと思います。私たちは、どの駅にエレベーターを、この建物にスロープをなど、具体的な要求をかけた、障害者団体が力を合わせ、地域住民の協力も得て、一つずつ実現させてきました。市民への理解を広げ、深めてきました。駅のエレベーターは、障害者のためだけでなく、高齢者やベビーカーにも便利ということがみんなのものになっています。技術的にも前進があります。ノンステップバスでバスが傾いたのを初めて見たとき、地球がひっくり返ったのかと思いました。そして、やれば技術的に可能性は随分ある、と思いました。東京で多く走るようになったユニバーサルデザインタクシーも前進面はありますが、技術開発の余地がまだまだあります。

こうしたなかで、障害者権利条約では、まちづくりも「権利」と位置づけられています。障害者権利条約の第19条には「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」とや「一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること」とあり、第20条に「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と書かれています。生活圏拡大から生活権保障へということが、よくわかんと思います。

新たな視点のまちづくり

2020年、東京でオリンピック・パラリンピックが開かれます。日本が金メダルをいくつ取るかや、マラソンの開催地に注目が集まっていますが、競技場とその周辺については、国際パラリンピック基準があり、新たな視点がもち込まれました。それをもとに私も参加して討議を深め、現地調査などを繰り返し行ってきました。パラリンピック基準には、たとえば、車いす使用者向け席は、全観客席の1・0%設けなければならない、様々なエリアに散らさなければならない、前の人が立ち上がりつても見えるようにしなければならぬ等々、かなり前進した面が提起されました。

私自身「様々なエリアに散らさなければならない」は新たな視点として学びました。ラグビーやサッカーでは、正面で見た人もいれば、ゴールの後ろや真横で見た人もいる、あるいは2階席で選手の動きを客観的に見たい人もいる。これまでの日本では、車いす使用者向け席は設けられていたけれど、1カ所に集められていました。様々なエリアに散らさなければ本当のスポーツ観戦の権利保障にはなりません。私は、これを今後のまちづくりに生かせればと思います。スポーツ施設だけでなく、公会堂や映画館も車いす使用者向け席を後ろに申し訳程度に設けている所が少なくありません。オリンピック・パラリンピックを契機として、「権利保障」という観点から、新たな視点のまちづくりの運動を進めたいと思います。

(いちはし ひろし)

用語解説Ⅱバリアフリーとアクセシビリティ

バリアフリーは「障壁(バリア)を取りのぞく(フリー)」意味でチカラを感じる言葉です。市橋さんの報告にあるように、運動論的にも広い意味として使われてきました。2004年改正の障害者基本法でも「バリアフリー化」が明示されました。ところが障害者権利条約(2006年採択、日本批准2014年)には見かけません。なぜでしょうか？

英語では、バリアフリーは段差の解消などやや狭い意味で捉えられているようです。権利条約では第3条の一般原則で、「尊厳」「非差別」「インクルージョン」とともに「アクセシビリティ」を強調して、第9条で、情報、交通、建物のアクセシビリティの保障を確認しています。さらに、権利条約では、アクセシビリティは差別禁止とともに条約全体を貫く大切な考え方・思想といわれています。

障害を理由とした排除のないインクルーシブな社会づくり。学ぶ、働く、くらすなどあらゆる生活の場面で、「参加できる」こと、「アクセス可能」なことが必要です。そのためにはあらゆる差別を禁じて、必要な「合理的配慮」の徹底が求められます。

ところが、権利条約のアクセシビリティは政府訳になると、なじみの薄いかたかな用語は使用しないという理由で、「施設及びサービス等の利用の容易さ」。きわめて狭い意味に留めたいような意図さえ感じます。人権をベースにした権利条約の実現にフアイト！

(蘭部英夫 全障研副委員長・JD副代表)